

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和3年10月)

(下線の部分は改定部分)

<p>< 改正後 (令和3年10月) ></p>	<p>< 現 行 (令和3年4月) ></p>	<p>< 備 考 ></p>
<p style="text-align: center;">宮城県農業土木工事共通仕様書 目 次</p> <p>第1編 [略] 第2編 工事別編 第1～2章 [略] 第3章 <u>舗装工事・道路改良工事</u> 第4～5章 [略] 第6章 <u>排水路工事・河川工事</u> 第7～20章 [略]</p> <p>第1編 共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1 [略] 1-1-2 用語の定義 (1)～(25) [略] (26) 「連絡」とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第19条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、<u>電子</u>メールなどの手段により互いに知らせることをいう。</p> <p><u>(27) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u> <u>(28) 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムをいう。</u> <u>なお、本システムを用いて作成及び提出を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</u> <u>(29) 「書面」とは、紙及び電磁的記録に記録された事項を表示したものをいう。</u> <u>1) 書面は、原則として情報共有システム、電子メール又は紙により伝達するものとする。</u> <u>2) 情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。</u> <u>3) 電子納品を行う場合の書面の形式及び納品方法等については、別途監督職員と協議するものとする。</u> <u>(30)～(32) [略]</u> <u>(33) 「遠隔確認」とは、監督職員が遠隔地においてウェアラブルカメラ等により撮影されたデータをパソコン等の機器により確認することをいう。</u> <u>(34) 「段階確認」とは、設計図書に示された段階、又は監督職員が指示した施工途中の段階において、監督職員が臨場又は遠隔確認等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</u> <u>(35)～(38) [略]</u> 1-1-3～7 [略] 1-1-8 監督職員 1. [略] 2. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。なお、監督職員と受注者が指示内容等を確認するものとする。ただし、緊急を要する場合、その他の理由により監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。 1-1-9～24 [略] 1-1-25 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等 1. ～6. [略] 7. 段階確認は次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 (1) [略] <u>(2) 遠隔確認により実施する場合は、適用種別、機器仕様等を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">宮城県農業土木工事共通仕様書 目 次</p> <p>第1編 [略] 第2編 工事別編 第1～2章 [略] 第3章 <u>農道工事</u> 第4～5章 [略] 第6章 <u>河川及び排水路工事</u> 第7～20章 [略]</p> <p>第1編 共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1 [略] 1-1-2 用語の定義 (1)～(25) [略] (26) 「連絡」とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第19条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、<u>E</u>メールなどの<u>署名または押印が不要な</u>手段により互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>(27) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。</u> <u>1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ及びEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</u> 2) 電子納品を行う場合の書面の形式及び納品方法等については、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p><u>(28)～(30) [略]</u> <u>[新設]</u></p> <p><u>(31) 「段階確認」とは、設計図書に示された段階、又は監督職員が指示した施工途中の段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</u> <u>(32)～(35) [略]</u> 1-1-3～7 [略] 1-1-8 監督職員 1. [略] 2. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。なお、監督職員と受注者が指示内容等を確認し<u>押印</u>するものとする。ただし、緊急を要する場合、その他の理由により監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。 1-1-9～24 [略] 1-1-25 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等 1. ～6. [略] 7. 段階確認は次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 (1) [略] <u>[新設]</u></p>	

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和3年10月)

(下線の部分は改定部分)

< 改正後 (令和3年10月) >	< 現 行 (令和3年4月) >	< 備 考 >
<p><u>(3) ~ (6)</u> [略] 1-1-26~33 [略] 1-1-34 1. ~9. [略] 10. 安全対策 (1) 受注者は、土地改良事業における工事の安全対策について(平成4年5月27日付け4構改D第308号農林水産省構造改善局長通知)に基づいて、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当てて、次の項目から実施内容を選択し、工事の内容に応じた安全・訓練を実施しなければならない。<u>なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することも出来る。</u> 1)~6) [略] (2) ~ (3) [略] 11. ~20. [略] 1-1-35~53 [略]</p> <p>第2章 ~ 第3章 [略]</p> <p>第2編 工事別編 [略] 第1~2章 [略] 第3章 舗装工事・道路改良工事 第4~5章 [略] 第6章 排水路工事・河川工事 第7~20章 [略]</p> <p>宮城県農業土木工事共通仕様書に基づく提出様式 [略]</p>	<p><u>(2) ~ (5)</u> [略] 1-1-26~33 [略] 1-1-34 1. ~9. [略] 10. 安全対策 (1) 受注者は、土地改良事業における工事の安全対策について(平成4年5月27日付け4構改D第308号農林水産省構造改善局長通知)に基づいて、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当てて、次の項目から実施内容を選択し、工事の内容に応じた安全・訓練を実施しなければならない。</p> <p>1)~6) [略] (2) ~ (3) [略] 11. ~20. [略] 1-1-35~53 [略]</p> <p>第2章 ~ 第3章 [略]</p> <p>第2編 工事別編 [略] 第1~2章 [略] 第3章 農道工事 第4~5章 [略] 第6章 河川及び排水路工事 第7~20章 [略]</p> <p>宮城県農業土木工事共通仕様書に基づく提出様式 [略]</p>	